

2020年9月25日

各 位

株式会社福井銀行
株式会社福邦銀行

「後見制度支援預金」の取扱開始について

株式会社福井銀行（頭取 林 正博）と株式会社福邦銀行（頭取 渡邊 健雄）は、Fプロジェクト（地域経済の発展に向けた包括提携）の取組みの一環として、2020年10月1日より「後見制度支援預金」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

後見制度支援預金は、成年後見制度または未成年後見制度を利用されているご本人さま（被後見人さま）の財産管理を目的とした預金です。日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭について別管理をするための預金口座となります。

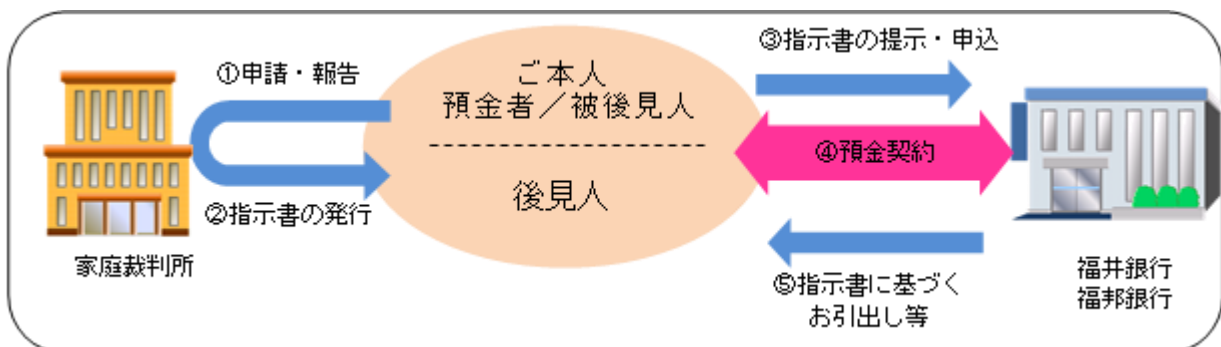
この預金は、家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設をはじめとするお取引を行うことができません。家庭裁判所の関与があることにより、ご本人さま（被後見人さま）の財産について透明性の高い適切な管理ができることから、後見人さまの財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

両行は「後見制度支援預金」を取り扱うことにより、地域金融機関として後見制度の普及に貢献するとともに、引き続き地域のみなさまのニーズにお応えできるよう努めてまいります。

記

1. 取扱開始日 2020年10月1日（木）

2. 後見制度支援預金ご利用イメージ



3. ご注意事項

お取扱方法、必要書類につきましては、両行で一部異なる場合がございます。くわしくは最寄りの店舗にご確認、ご相談ください。

4. 商品概要

商品概要 <福井銀行>	
対象となる預金	普通預金（決済用預金を含む）
ご利用いただける方	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人の方で、家庭裁判所（支部を含む）から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた個人のお客さま。（お1人1口座） ※保佐、補助、任意後見制度の利用者は対象外です。
取扱店	インターネット支店を除く福井県内の店舗にてお取扱いいたします。 ※すでに成年被後見人または未成年被後見人の方のお取引がある場合、口座開設は、お取引店に限ります。
口座開設方法	家庭裁判所発行の「指示書」に基づき開設いたします。 【口座開設のお手続きに必要な書類等】 ○家庭裁判所発行の「指示書」原本（期限内であることをご確認ください） ○後見人・被後見人（預金者）の本人確認書類（運転免許証・個人番号カードなど） ○下記のいずれか（すでに届出済の場合は不要です） 1. 登記事項証明書（発行後3ヶ月以内） ※未成年後見人の場合戸籍謄本 2. 家庭裁判所の審判および確定証明書 ○後見人の実印および印鑑証明書（すでに届出済の場合は不要です） ○お取引のご印鑑 ○通帳（被後見人さま名義の普通預金口座がある場合）
払い戻し方法	家庭裁判所発行の「指示書」に基づき払い戻します。 ※払い戻しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。 【払い戻しのお手続きに必要な書類等】 ○家庭裁判所発行の「指示書」原本（期限内であることをご確認ください） ○後見人の本人確認書類（運転免許証・個人番号カードなど） ○お取引のご印鑑 ○通帳
お預け入れ	インターネット支店を除く福井県内の店舗にて随時お預け入れいただけます。 ※給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取口座にはご指定いただけません。
手数料	口座開設時に口座開設手数料 55,000 円（消費税込）がかかります。
付加できる特約事項	「定額自動送金サービス」をご利用いただけます。 （家庭裁判所発行の「指示書」に基づき、日常的に必要な定期定額支払について指定される場合に限りお取扱いいたします。） ※送金の都度、当行所定の手数料が必要となります。
お取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・インターネットバンキング、アプリバンキングはご利用いただけません。 ・総合口座としてご利用いただくことはできません。 ・ATMでのお引出しはできません。 ・公共料金、クレジット等の自動引落としにはご指定いただけません。 ・マル優（少額貯蓄非課税制度）はご利用いただけません。 ・Web口座（通帳不発行型口座）のお申込みはできません。

※商品概要説明書もあわせてご覧ください。

※「Fプロジェクト」とは

2020年3月13日付で株式会社福井銀行と株式会社福邦銀行が締結した「地域経済の発展に向けた包括提携契約」です。両行が手を取り合うことで地域の持続的発展に貢献し、地域と両行の未来を創造していくためのプロジェクトです。

以 上

商品概要説明書

(2020年10月1日現在)

商 品 名	・ふくぎん後見制度支援預金	
対 象 と な る 預 金	・普通預金（決済用預金を含む）	
ご 利 用 い た だ け る 方	・後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人の方で、福井家庭裁判所（支部を含む）から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた個人のお客さま。（お1人1口座） ※保佐、補助、任意後見制度の利用者は対象外です。	
取 扱 店	・インターネット支店を除く福井県内の店舗にてお取扱いいたします。 ※すでに成年被後見人または未成年被後見人の方のお取引がある場合、口座開設は、お取引店に限りです。	
口 座 開 設 方 法	・福井県内の家庭裁判所発行の「指示書」に基づき開設いたします。	
期 間	・期間の定めはございません。	
お 預 け 入 れ	・随時お預け入れいただけます。	
お 預 け 入 れ 方 法		
お 預 け 入 れ 金 額		・1円以上
お 預 け 入 れ 単 位		・1円単位
払 い 戻 し 方 法	・福井県内の家庭裁判所発行の「指示書」に基づき払い戻します。 ※払い戻しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。	
お 利 息	・当行の普通預金金利を適用します。	
適 用 金 利		
利 払 方 法		・毎年2月と8月の福井銀行所定の日に口座にご入金いたします。
計 算 方 法		・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割りによる計算（円未満切り捨て）
税 金	・20.315%の源泉分離課税 （2037年12月31日までにお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は20.315%となります。）	
手 数 料	・口座開設時に口座開設手数料55,000円（消費税込）がかかります。 ・定額自動送金サービスを利用される場合は、送金の都度、当行所定の手数料が必要となります。	
契 約 の 終 了	・以下のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 ①家庭裁判所発行の「指示書」に基づき解約する申し出があった場合 ②被後見人が死亡した場合や後見開始取消審判の確定があった場合等、法定後見制度の適用対象外となった場合 ③未成年被後見人が成年に達した場合、または婚姻により成年に達したとみなされた場合 ④普通預金規定（暴力団排除条項等）に抵触する場合 ⑤定額自動送金サービスの利用があった場合、口座残高が1回あたりの定額自動送金額に満たなくなった場合	

商品概要説明書

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「定額自動送金サービス」をご利用いただけます。 （家庭裁判所発行の「指示書」に基づき、日常的に必要な定期定額支払について指定される場合に限りお取扱いいたします。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・インターネットバンキング、アプリバンキングはご利用いただけません。 ・総合口座としてご利用いただくことはできません。 ・ATMでのお引出しはできません。 ・公共料金、クレジット等の自動引落としおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取口座にはご指定いただけません。 ・マル優（少額貯蓄非課税制度）はご利用いただけません。 ・ふくぎん Web 口座（通帳不発行型口座）のお申込みはできません。
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象商品です。福井銀行へお預け入れの預金について、1預金者あたり元本合計1,000万円（決済用預金に該当する預金を除く）までとのお利息が保護されます。 ・預金保険制度について、くわしくはポスターおよび店頭備え付けのパンフレットをご覧ください。
福井銀行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・適用金利は窓口またはホームページでご確認ください。

<福井銀行ホームページ> <https://www.fukuibank.co.jp>